

## 「EC」って何？ （メルマガ 2021年7月号）

一昔前に比べて、アルファベットを使った名称や略称・略語を目にすることが増えたように思うのですが、メルマガ読者の皆様はいかがお感じでしょうか。

例えば、「System Engineer」は、「システム・エンジニア」と言わなくても、「SE」だけで大まかに仕事を思い浮かべることができ、略語の方が広く使われているようです。

更に、ATM、DVD、SNS、GPS、USB、PDF、PCR、FAQ など、略語が一般化した言葉を見聞きしたり使ったりすることが頻繁にあります。ところが、これらの意味するものは分かっている、これが何を略したものであるか分からないことが多くあります。

テレビ番組などで、「司会者」ではなく「MC」と言い表すことも増えてきました。従来の「司会者」の概念を超えた役割が求められているからだそうです。それでも「MC」を「Master of Ceremony」と分かる人はどれくらいかな、と考えてしまいました。

ある時、オリンピック関連の記事で、「PV」とあったのですが、文脈から「パブリック・ビューイング」を略したと推測できましたが、一般化された略語でもなく、直ちに読み解けない使い方は避けるべきではないかと思いました。

さて、「EC」ですが、初めて「ECって何？」と聞かれた時は「はてな？」と考えました。読者の皆様はご存じでしょうか。その昔、ECといえば「ヨーロッパ共同体」でしたが、昨今は「Electronic Commerce」の略で「電子商取引」の意味だそうです。「EC」と言えば電子商取引と理解されるほど一般的になっているようです。私は表意文字の漢字の表記のありがたさを感じるのですが、それだけインターネットや専用線などのネットワークを利用して売買や決済、サービスの契約などを行うことが増加している訳といえます。

特に、昨年からのコロナ禍において、ネットショッピング、通信販売などがこれまで以上に活用されており、確かに「EC」のメリットは大きいと思います。直接お店に行く必要がないこと、日本中や世界中の商品を購入することができること、最安値の商品を探せること、店舗からすればマーケットが全世界に広がることなどから、全世界規模の商業エリアが展開されていると言えます。まさに、グローバル化の最たるもののようにも感じられます。それでも、何でも可能かといえばそうでもなく、実物を手にしたら「こんなはずではなかった」ということもあるでしょうから、合わせて慎重さも必要なのでしょう。

通信販売などを利用した「送り付け商法」なども問題になっていますが、これについては法律が改正され、一方的に送り付けられた商品について、従来は14日間保管が必要だったものが、先週7月6日以降は直ちに処分可能になりました。消費者庁は、「商品は直ちに処分可能」「事業者から金銭を請求されても支払い不要」「誤って金銭を払ってしまったら、すぐ相談」と呼びかけていますから、新たな認識が必要だと感じました。詳しくは消費者庁のHP（「令和3年特定商取引法改正」で検索）をご覧ください。

ところで、この「HP」を「ホームページ」と読ませることはかなり一般的だとは思いますが、他の物もありますから、これも文脈次第でしょうか。（N.W）